

広島県教育委員会規則第三号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>第五条 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>部名</td> <td>課名</td> <td>係名</td> </tr> <tr> <td>学びの 変革 推進部</td> <td>学校経営課 教育改革課 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊かな心と身 体育成課 (略)</td> <td>管理係、生徒支 援係、人権教育 係、健康教育係、 学校体育係、総 務・競技係、式 典・高校生活動 係 (略)</td> </tr> </table>		部名	課名	係名	学びの 変革 推進部	学校経営課 教育改革課 (略)	(略)		豊かな心と身 体育成課 (略)	管理係、生徒支 援係、人権教育 係、健康教育係、 学校体育係、総 務・競技係、式 典・高校生活動 係 (略)	<p>第五条 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>部名</td> <td>課名</td> <td>係名</td> </tr> <tr> <td>学びの 変革 推進部</td> <td>学校経営戦略 推進課 高校入学者選 抜制度推進課 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊かな心と身 体育成課 (略)</td> <td>管理係、生徒支 援係、人権教育 係、健康教育係、 学校体育係、総 務・広報係、競 技・式典係 (略)</td> </tr> </table>		部名	課名	係名	学びの 変革 推進部	学校経営戦略 推進課 高校入学者選 抜制度推進課 (略)	(略)		豊かな心と身 体育成課 (略)	管理係、生徒支 援係、人権教育 係、健康教育係、 学校体育係、総 務・広報係、競 技・式典係 (略)
部名	課名	係名																			
学びの 変革 推進部	学校経営課 教育改革課 (略)	(略)																			
	豊かな心と身 体育成課 (略)	管理係、生徒支 援係、人権教育 係、健康教育係、 学校体育係、総 務・競技係、式 典・高校生活動 係 (略)																			
部名	課名	係名																			
学びの 変革 推進部	学校経営戦略 推進課 高校入学者選 抜制度推進課 (略)	(略)																			
	豊かな心と身 体育成課 (略)	管理係、生徒支 援係、人権教育 係、健康教育係、 学校体育係、総 務・広報係、競 技・式典係 (略)																			
<p>第六条 (管理部各課の分掌事務) (略)</p> <p>総務課・教職員課 (略)</p> <p>施設課 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 県立学校の施設及び設備の整備(学びの変革推進部学校経営課の所掌に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>四一八 (略)</p> <p>健康福利課・文化財課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>		<p>第六条 (管理部各課の分掌事務) (略)</p> <p>総務課・教職員課 (略)</p> <p>施設課 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 県立学校の施設及び設備の整備(学びの変革推進部学校経営戦略推進課の所掌に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>四一八 (略)</p> <p>健康福利課・文化財課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>																			

(学びの変革推進部各課等の分掌事務)  
第七条 (略)  
学校経営課  
一―三 (略)

(学びの変革推進部各課等の分掌事務)  
第七条 (略)  
学校経営戦略推進課  
一―三 (略)

四 (略)  
五 (略)  
教育改革課  
一 県立高等学校及び県立中学校の設置、  
廃止、入学定員及び通学区域に関するこ  
と。

四 県立高等学校及び県立中学校の設置、  
廃止、入学定員及び通学区域に関するこ  
と。  
五 市町立高等学校及び市町立中等教育学  
校の設置、管理及び廃止に関すること。  
六 学校の業務改善の総括に関すること。  
七 (略)  
八 (略)

二 市町立高等学校及び市町立中等教育学  
校の設置、管理及び廃止に関すること。  
三 学校の業務改善の総括に関すること。  
四 県立高等学校及び県立中学校に係る次  
に掲げること。  
イ 管理(教育支援推進課及び高校教育  
指導課の所掌に属するものを除く。)  
に関すること。  
ロ 入学、転学及び退学等に関すること。  
ハ 県立学校の選考料、入学者選抜料及  
び入学料に関すること。  
教育支援推進課 (略)

教育支援推進課 (略)  
高校入学者選抜制度推進課  
一 県立高等学校及び県立中学校に係る次  
に掲げること。  
イ 管理(教育支援推進課及び高校教育  
指導課の所掌に属するものを除く。)  
に関すること。  
ロ 入学、転学及び退学等に関すること。  
ハ 県立学校の選考料、入学者選抜料及  
び入学料に関すること。  
乳幼児教育支援センター・義務教育指導課  
(略)  
高校教育指導課  
一 (略)

乳幼児教育支援センター・義務教育指導課  
(略)  
高校教育指導課  
一 (略)  
イ 管理(教育支援推進課及び教育改革  
課の所掌に属するものを除く。)に関  
すること。  
ロ―ハ (略)  
二―四 (略)  
豊かな心と身体育成課―生涯学習課 (略)  
2 (略)

二 豊かな心と身体育成課―生涯学習課 (略)  
2 (略)

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号

)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後		改正前	
1 3 附則 (略)	4 (略)	1 3 附則 (略)	4 (略)
5 6 (略)	学びの変革推進部 教育改革課 (略)	5 6 (略)	学びの変革推進部 学校経営戦略推進 課 (略)
	県立学校改革推進監 (略)		県立学校改革推進監 (略)

附則

この教育委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。